

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年12月11日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

| | | | |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 三浦進吾君 | 副委員長 | 小澤重則君 |
| | 山本今朝雄君 | | 長谷部集君 |
| | 池神哲子君 | | 保坂芳子君 |
| | 樋泉明広君 | | |

欠席委員（なし）

説明のために出席した議員（1名）

松井豊君

傍聴議員（10名）

| | |
|-------|--------|
| 藤原正夫君 | 八代静枝君 |
| 藤田悟君 | 松井豊君 |
| 清水正二君 | 斉藤芳夫君 |
| 米山昇君 | 有泉庸一郎君 |
| 山本英俊君 | 名取國士君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|--------|--------|-------|
| 市民部長 | 土肥冷子君 | 福祉健康部長 | 笹本嘉朝君 |
| 生活環境部長 | 花形保彦君 | 福祉課長 | 内藤光二君 |
| 子育て支援課長 | 三井敏夫君 | 長寿推進課長 | 三澤宏君 |
| 健康増進課長 | 小宮山謙二君 | 環境課長 | 長田治君 |

| | | | |
|----------|----------|------------|----------|
| 国民健康保険係長 | 金子 智奈美 君 | 高齢者医療・年金係長 | 五味 万里 君 |
| 環境保全係長 | 丸山 英 資 君 | 生活環境係長 | 鷹野 久 君 |
| 障がい福祉係長 | 斉藤 一 己 君 | 生活保護係長 | 剣持 豊彦 君 |
| 児童係長 | 小宮山 正美 君 | 保育係長 | 長田 裕二 君 |
| 介護保険係長 | 保坂 江里 君 | 介護予防推進係長 | 向山 治子 君 |
| 健康企画係長 | 小池 清美 君 | 保健指導係長 | 長坂 千恵子 君 |

職務のために出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|----|------|
| 議会議務局長 | 中村 宗和 | 書記 | 小澤 明 |
| 書記 | 石原 大助 | | |

審査内容

条例審査

- 議案第62号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件
- 議案第64号 甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件
- 議案第65号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件
- 議案第70号 甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正の件

補正予算

- 議案第71号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第72号 平成25年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第73号 平成25年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）

請願審査

- 請願第25-1号 浜岡原子力発電所の廃炉を求める請願書
- 議案第25-4号 山梨県に対して、「重度心身障害者医療費助成制度」の窓口無料の維持を求める意見書を提出することを求める請願

その他

- 意見交換会の集約について

開会 午前 9時26分

○委員長（三浦進吾君） ただいまの出席委員は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第62号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件ほか6議案及び請願第25-1号 浜岡原子力発電所の廃炉を求める請願書ほか1件の審査を行います。

審査は、初めに条例審査から行い、その後一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算、介護保険特別会計補正予算、最後に請願審査の順で行います。

議案審査、それでは、これより付託されました各議案の審査を行います。

審査に当たっては、一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言はすべて簡明にするようお願いいたします。また、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

なお、会派の割り当て人数については創政甲斐クラブ2人、市民クラブ1人、颯新クラブ1人、公明党1人、日本共産党甲斐市議団1人となっております。

それでは、審査に入ります。

議案第62号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

土肥市民部長。

○市民部長（土肥冷子君） おはようございます。

本日、安藤保険課長はご尊父様をご逝去されましたために欠席させていただいております。私がかかわって説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第62号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案集の7ページ、それから資料の24ページをごらんいただきたいと思います。

この条例改正の提案理由につきましては、議案集の8ページに記載してございますので、ごらんください。

提案理由。地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に交付されたことに伴い、所要の改正を行う必要があります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

それでは、改正の概要につきまして御説明させていただきます。

資料の24ページ、それから、25ページにも新旧対照表が記載してございますので、あわせてごらんください。

1、改正の趣旨でございますが、金融所得課税の一体化に伴う課税対象所得の範囲の見直しを行うものでございます。

2の改正内容の①から③につきましては、いずれも新旧対照表にも記載しておりますが、関係する附則を改正するものでございまして、字句の改正並びに規定の整備等を行う改正でございます。④につきましても附則の改正でございまして、総務省自治税務局長からの通知において、条例から削除することが望ましいとされた単に課税標準の計算の細目を定める規定を削除するものでございます。これは必要がないので削除するというものでございます。

いずれも施行期日は平成29年1月1日でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 改定の趣旨と金融所得課税と、スイッチ入ってないじゃないかと言われてそうでしたけれども、すみません。金融所得課税の一体化に伴う課税対象所得の範囲の見直し、もうちょっと具体的に現行ではどうなっていて、今回はこういうふうな見直しにするよという点を説明できたらお願いしたいですけれども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

金子健康保険係長。

○国民健康保険係長（金子智奈美君） 個人所得課税のほうが金融商品、いわゆるニーサとか今売っております、そちらのほうの所得課税のほうが見直された関係がございまして、そち

らのほうの税負担が左右されず、金融商品の選択ができるように金融所得課税の一体化を拡充し、公社債等の利子及び譲渡所得並びに上場株式等に係る所得税の損益通算を可能にするという形で個人所得課税のほうが変わっております。それに伴いまして、国保税の課税をするのに所得を確認する必要があるまして、そちらのほうも含めて、そちらも入れて、今後課税をしていくということで、所得の部分を見直すということでの、それに合わせての課税という形になります。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 金融所得課税の一体化の一環として証券投資の損益通算の範囲を拡大をするということですね。現行では、上場株式等の譲渡損を上場株式等の配当と通算して減税できる仕組みをしてあるわけですがけれども、今回の改正では公社債及び公社債投資の利子配当を通算できるようにするというところでございますね。これによって健康保険税の実際のいわゆる納税についてはどのように変わるのか。これらを所有しているというか、それに当てはまる対象者、甲斐市ではどのくらいいて、どのくらいの金額になるというふうなことになるのか教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

金子係長。

○国民健康保険係長（金子智奈美君） 対象者のほうの数は具体的にまだつかんでおりませんので、実際に国保税のほうにどのくらい反映されるかというのはまだつかんでいない状態です。申しわけありません。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） これは平成29年1月から実施するというところでございますよね。我々考えると、今回の改正の中身については、この範囲を広げて、株式譲渡損の通算範囲を拡大をして、株式譲渡所得の富裕層の税の負担をまけてやるというふうに解釈しているんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

土肥部長。

○市民部長（土肥冷子君） 株式につきましては、これ分離課税が主になってまして、分離課税といいますのは、株式の譲渡益配当につきましては、選択ができることになっておりまし

て、申告してもいいし、しなくてもいいということで、大概利益が出た方というのは申告をしない方が多いですね。それから、損をした場合に結構申告で上がってまいります。ですから、直接国保税に影響するというふうなことはございませんし、私も申告書を見ておりますけれども、こういった申告書というのはほとんど公社債とかそういうもので申告をなされた方は甲斐市にはいない状態です。直接の影響はないと思います。

これは金融市場の活性化といいますか、富裕層にという配慮もあるかもしれませんが、これはもともと所得税法とか租税特別措置法が改正されて、その上位法が改正されたために、当然にこれを改正しなければならない税条例とか、国保税の条例になっておりますので、それはもう改正しなければならないものでございまして、中身につきましては国会の段階で所得税法の改正とか、地方税法の改正の中で議論をされてきているものだと思いますので、樋泉議員さんおっしゃいますように、富裕層への配慮というふうに考えられないこともないんですけれども、国保税の方については余り影響のない改正であると考えております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると、このそれぞれ文言の引用条項への整備というのは、要するに法がこうなったから国民健康保険税条例の中でも変えますよと。しかし、それは効力を発しませんと、そういう解釈でいいんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

土肥部長。

○市民部長（土肥冷子君） 効力を発生しないということはないんですけれども、新旧対照表をごらんいただければわかると思うんですけれども、例えば一番上のところの上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例というところで、字句ですね。等が入っているか。今まで入ってなかったのが入ってきたとか、あと株式等というのが一般株式等になったとか、ほとんどその上位法の改正によって文言が変わってくるということですね。中身については当然計算する上では変わってくるわけですが、それが国保の被保険者の方に多く影響を与えるという内容ではないものです。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 多くの人には影響を与えないけれども、少数の方には影響を与えるということですか。

○委員長（三浦進吾君） 土肥部長。

○市民部長（土肥冷子君） 該当のある方には当然この計算式が当てはまりますけれども、甲

斐市の中ではほとんどいないのではないか。今まで申告書見てまして、こういう申告書が出されているのはほとんど目にしたことはございません。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第62号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あります」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議ありますので、起立により採決を行います。

本案に賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数でございます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任をお願いします。

続きまして、議案第64号 甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局より説明を求めます。

土肥市民部長。

○市民部長（土肥冷子君） それでは、議案第64号 甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案集の11ページをお願いいたします。それから、あわせて資料の34ページには新旧対象表が記載してございますので、あわせてごらんください。

議案集の11ページに条例の改正文が記載してございます。改正の内容につきましては、地方税法における延滞金割合の特例の見直しにより改正するものでございます。現行年4.3%である延滞金を年3%とするものでございます。施行期日は平成26年1月1日でございます。

ページの最後に提案理由が記載してございますが、平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律による地方税法の改正により、延滞金割合の特例の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行う必要があります。これがこの条例案を提出する理由でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 委員の質疑がないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第64号 甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号 甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件を採決いたしま

す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任をお願いいたします。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩させていただきます。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時47分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

続きまして、議案第65号 甲斐市介護保険条例一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

三澤長寿推進課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） おはようございます。

それでは、議案第65号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

甲斐市定例会議案の13ページのほうをお願いいたします。

今回の条例の改正を行う理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、延滞金割合の特例の見直しが行われたことに伴い、甲斐市介護保険条例の一部を改正する必要があるためでございます。

別冊の議会資料の36ページのほうをごらんください。こちらのほうでご説明させていただきます。

表の左側をごらんいただきたいと思います。これが現在の状況でございます。条例の本則におきましては、介護保険料の延滞金の割合は年14.6%、3カ月以内は年7.3%ということでありまして、3カ月以内の7.3%につきましては、現行の特例としまして年4.3%と現在なっております。

37ページのほうの新旧対照表をごらんください。

旧の附則、右下のところですが、こちらのほうに（2）延滞金の割合の特例とあり

ます。条例の附則におきまして延滞金の割合の特例を定めております。これは年7.3%の割合を各年の特例基準割合とする旨の内容が規定されておきまして、現在の特例基準割合が4.3%であることから、納期限の翌日から3カ月を経過するまでの期間は7.3%ではなく、4.3%を適用することとなっております。

36ページのほうをごらんください。

地方税法の改正では、現在の14.6%の割合にあつては、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては特例基準割合に年1%の割合を加算した割合に改めることとなりました。

下の米印をごらんください。

平成26年1月1日からの特例基準割合は国内銀行の貸出約定平均金利の前々年の10月から前年9月における平均に1%を加算した割合に変更になりますので、年平均が1%の場合は上記の表のとおり、3カ月までが年3%、それ以降は年9.3%に変更となることとなります。

37ページ、38ページの新旧対照表、延滞金の割合のところをごらんください。

割合の特例を変更することに伴い、介護保険条例の附則を下線部のように追加や修正する内容でございます。

それでは、議案のほうの13ページのほうにお戻りいただきまして、条例の改正は26年1月1日から施行します。なお、26年1月1日以前は従前のとおりとなります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 平成24年度の介護保険料の延滞金を受けた件数ですね。それから、金額等がわかりましたら教えてください、参考に。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 現在のところ、延滞金までちょっと徴収をしておりませんが、保険料のまず納付ということで滞納者には優先して納付をしていただいております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

○委員（樋泉明広君） 延滞金の対象者はいないということですね。ちょっときょうは耳が遠くなってちゃって。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 延滞金の対象となる方は24年度もおりましたけれども、保険料のほうの納付を優先させていただきましたので、ちょっと延滞金まで徴収はしておりません。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 来年消費税を値上げをするというようなことが話題になっていますけれども、保険税に対する消費税の影響というのは何かあるんでしょうかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 現在のところ、保険料についての影響というのはわかりませんが、今現在の法改正のところでは介護保険の法改正を審議しているところでもありますので、また、そんなふうに移嫁する部分とか、そういうものがわかりましたら、またご報告させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると、消費性の影響というのはあり得るかもしれないというふうな解釈でしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 現在、介護サービスにおきましては、もちろん食事とか、そういうサービスの形が出ていますので、その辺の給付の額が上がるのか、ちょっとその辺も私たち現在未定ですので、また、そのような消費税が関係するようなものがありましたら、またご報告、説明等をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

名取議員。

○議員（名取國士君） ちょっと聞きたいんだけど、14.6%から引き下げてくるのはいいんだけど、14.6%はどこ基準が出たんですか、これは。基準で14.6%とやったんですか。そこのところちょっともしわかる範囲で。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 私もこの14.6%という割合がちょっとどこからきているのかというのが今現在お答えできませんけれども、かなりこれ相当の何十年も前の利率だと私は認識しております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 名取議員。

○議員（名取國士君） この14.6%は非常に高いですね。これを延滞金でもってだめだったら、これ上乘せして取るというのは今まで取れなかったと思うんですよ。今の話を聞きますと、かなり景気のいいときのこの14.6%でないかと私は思うんですよ、推測して。それで聞いたんですよ。今とてもこの14.6%なんていうのはびっくりするでしょう。銀行の利率が幾らですか、預けて。0.0幾つですよ。どのくらいですか。そして、今回その措置をして、下げた。これは非常にいいことなんですけれども、まだ3カ月以内では7.3%を今度4.3%になったということでしょう。下げることは非常にいいんですけれども、まだこれにしてはちょっと高いと思うんですよ。払えない人というのはお金がなくて払えないと思うんだよ。それに対して利率を掛けてしまうことは残酷だと思うんだとけれども、先ほど課長が言ったように、そういう延滞金を取った人がないということでほっとしたんだけど、ぜひこの利率を決めるときには今の相場がどうと。大体200万ぐらいで生活しているのがいっぱいいるんですよ、年金で。早い話がそういう。だから、そのところもちょっとまたしてもらって、要望でいいです。ぜひお願いします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第65号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任をお願いします。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩させていただきます。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時59分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

続きまして、議案第70号 甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

三井子育て支援課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ご苦労さまでございます。

それでは、子育て支援課からお願いいたしますのは、条例改正の件であります。お手元の定例市議会議案23ページ、市議会資料の62、63ページの一部改正の概要と新旧対照をあわせてお願いいたします。

それでは、議案70号 甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正の件につきまして説明いたします。

この条例につきましては、市内のひとり親家庭の保護者と、その18歳以下の子供さんの医療費を無料化にするものでございます。

提案理由につきましては、議案23ページ、下段にございますとおり、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の公布、施行に伴う所要の改正であります。

内容につきましては、ひとり親家庭医療費助成金の支給対象に今回の改正で新たに追加いたしました第28条の2において準用する場合も含むものとしたものであります。つまり、婚姻関係がなくとも生活の本拠をともにする交際相手からの暴力による被害が保護命令の対象となりまして、お子さんがいた場合、ひとり親家庭医療費助成金の支給対象に加えるというものであります。

また、法律名が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律と「等」が加わったことから、法を引用している部分の改正をあわせて行うものであります。

施行日につきましては、法律の改正が平成25年7月3日公布、周知期間として6カ月の経過後、平成26年1月3日施行でありますので、これに合わせるものであります。

以上であります。よろしくご審議お願いします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 参考までに、こういったケース、甲斐市では今どのくらいあるのか、またふえているのかどうか状況を聞かせてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山児童係長。

○児童係長（小宮山正美君） ご苦労さまでございます。

それでは、このDVに関する相談件数でございますけれども、一応うちのほうで相談を受けている件数ということでご報告させていただきます。

平成23年度には4件、平成24年度は5件、平成25年度はただいま1件の相談というふうな件数になっております。それで、ひとり親ではないんですけれども、児童虐待の相談件数と

して年間469件というふうな相談を受けております。あと裁判所等からの保護命令を受けているというふうなことの件数の報告は現在のところございません。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第70号 甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

初めに、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号 甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任をお願いします。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時06分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、分割付託されました議案第71号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受けたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしということですので、それでは、そのようにいたします。

なお、委員の発言は一問一答方式で、簡明にお願いいたします。

初めに、第3款民生費、第1項社会福祉費及び第3項生活保護費の福祉課関係について当局の説明を求めます。

内藤福祉課長。

○福祉課長（内藤光二君） お疲れさまです。

それでは、福祉課の補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書14ページ、15ページをお開きください。

初めに、3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費からご説明いたします。

補正前の額が13億4,900万8,000円に対しまして、9,989万8,000円の増額補正をお願いし、補正後の額が14億4,890万6,000円となるものでございます。

補正額の財源内訳でございますが、国県支出金が7,440万5,000円、内訳は国庫支出金4,962万8,000円、県支出金2,477万7,000円でございます。一般財源が2,549万3,000円となっております。

15ページごらんください。

補正の内容について事業別にご説明いたします。

初めに、001自立支援給付事業でございます。年々増加する障害者児数に加え、本年4月より法改正に伴いまして、難病患者の方の障害福祉サービスの利用が可能になったことから、介護給付費において4,939万円、訓練給付費において2,761万円、また、児童通所支援費において1,900万円、合計9,600万円を20節扶助費で増額させていただき、同様にサービス利用の増加に伴いまして、自立支援給付費支払い手数料の12節の役務費で37万円の増額をさせていただくものでございます。001自立支援給付事業において合計で9,637万円の増額をさせていただくものでございます。

次に、002自立支援医療事業でございます。厚生医療の対象治療となります心臓手術、また腎臓機能障害による透析治療を受けられる生活保護の受給者の方が新たに2名発生いたしました。そのため、その方々の医療費を全額扶助するため、20節の扶助費で183万2,000円の増額をさせていただくものでございます。

次に、003地域生活支援事業でございます。昨年度から市の直営で実施しております手話通訳者等派遣事業において、利用者の増加に伴いまして、市と雇用契約をしております手話通訳者等58名分の賃金を7節の賃金で125万円、また、本年4月に双葉庁舎へ開設いたしました障害者基幹相談支援センターにおいても利用者の増加に伴い、電話代を12節の役務費で7万5,000円それぞれ増額させていただき、003地域生活支援事業全体では132万5,000円を増額させていただくものでございます。

次に、004社会参加促進事業でございます。障害者用自動車改造費助成事業、また介助用自動車購入等助成事業の利用者の増加に伴いまして、19節の負担金補助及び交付金で50万円増額させていただくものでございます。

次に、010難病患者等居宅支援事業でございますが、先ほどの001自立支援給付事業でもご説明いたしましたとおり、法改正により本年4月から難病患者の方も障害福祉サービスの利用が可能になったことから、これまで予算計上しておりました難病患者等居宅支援事業の利用がなくなりまして、13節委託料で22万1,000円、20節扶助費で15万4,000円をそれぞれ減額し、010難病患者等居宅支援事業全体では37万5,000円を減額させていただくものでございます。

次に、011障害福祉諸費でございます。双葉庁舎に開設しました障害者基幹相談支援センターの事務消耗品で24万6,000円を11節需用費で増額させていただくものでございます。

次に、予算説明書の16、17ページをお開きください。

5目自立支援給付認定審査会費についてご説明申し上げます。

補正前の額が95万9,000円に対しまして、10万5,000円の増額補正をお願いし、補正後の額106万4,000円となるものでございます。

補正額の財源内訳でございますが、全額諸収入といたしまして、厚生労働省から委託を受けたみずほ情報総研株式会社から10万5,000円となっております。

補正の内容ですが、法改正により平成26年度から現在の認定審査に用いる障害程度区分が障害支援区分に改められることになっておりまして、その施行に先立ち、障害支援区分のモデル事業として実施される調査経費として、審査員の方への報酬10万5,000円を1節報酬で

増額させていただくものでございます。

次に、補正予算説明書の18、19ページをお願いいたします。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費についてご説明いたします。

補正前の額849万6,000円に対しまして、2,385万4,000円の増額補正をお願いし、補正後の額3,235万円となるものでございます。

補正額の財源内訳でございますが、全額一般財源となっております。

内容ですが、平成24年度の生活保護費国庫負担金返還金としまして、23節償還金利子及び割引料で増額させていただくものでございます。

以上が福祉課の補正予算の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 16ページの自立支援給付認定審査会というものの財源の諸収入が10万5,000円あって、何か障害支援のモデル区分とかという話、もう1回ちょっとこの収入の件とどういったものか説明をお願いしたいんですけども、

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） これは厚生労働省から委託を受けましたみずほ総研が実施しております事業でございまして、来年平成26年度に本格施行になります障害支援区分のモデル事業と調査研究ということでございます。全国で100程度の市町村がモデル事業を受託しております。県内では甲斐市のほか富士吉田市と韮崎市の3市がモデル事業を実施しているものでございます。これは新たな支援区分という方式で、新たな判定方式を検討するという内容で、実際にその判定の開発等にかかわって事業に反映するという内容でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「関連で」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そのモデル事業の内容でございますが、どういう内容になっているの

かちよつとさっき聞き落としたんですが、もう一度いいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤係長。

○障がい福祉係長（齊藤一己君） これまでの区分につきましては、比較的知的障害者、それから精神障害者の方に対します103項目のアセスメントが低い数字でコンピュータ判定される傾向がございました。今度新たに見直される支援区分につきましては、そういったところを改善できるような内容でコンピュータ判定ができるようになっておりますので、その部分を用いて新たに認定審査を行うという内容になっております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると、その判定区分がふえたのか減ったのか。また、大幅に判定の内容を変えたのか、その辺いかがでございますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤係長。

○障がい福祉係長（齊藤一己君） 項目自体は基本的には変わってございません。ですが、判定をする下限の部分、下の部分が少し持ち上がるような内容での判定結果が出る仕組みになっております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費の長寿推進課関係について、当局の説明を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それでは、平成25年度一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算説明書の8ページ、9ページをごらんください。

まず初めに、歳入のほうからちょっと説明させていただきます。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の在宅医療推進協議会設置事業補助金69万1,000円の増額補正につきましては、山梨県が第3次山梨県地域医療再生計画というのを策定しておりまして、その中で新たに市町村等が主体となって仮称でありますけれども、在宅医療推進協議会を設置する事業に対しまして支援を行うこととなりましたので、本市におきましては県の支援を受けまして、平成25年度から平成27年度の3カ年をかけまして当該事業に取り組んでまいります。その補助金としまして平成25年度分69万1,000円となります。

事業の内容につきましては、歳出のほうでご説明させていただきます。

それでは、補正予算説明書の14ページ、15ページ、16ページのほうをごらんいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、018在宅医療推進協議会設置事業69万1,000円の増額につきましてご説明させていただきます。

事業の目的等ですけれども、高齢者の進行や現在高齢化が進んでおりして、今現在団塊の世代と言われていて62歳から65歳ぐらいの方が75歳以上になる2025年、この時期になりますと相当の高齢化がピークに達するときとなります。そのために在宅医療の需要増加等に対しまして、地域の実情に応じた在宅医療の多職種連携を推進するための仮称でありますけれども、在宅医療推進協議会を設置しまして、地域レベルで顔が見える在宅医療関係者の関係づくり等を進めるものであります。事業期間は平成25年度から27年の3カ年となります。

事業を推進するための外部講師等からの助言や指導、また先進事例の調査研究等への取り組みに対しまして県から補助がありまして、平成25年度、26年度の補助の上限額につきましては70万円、27年度は90万円となります。今年度25年度につきましては、地域の課題の協議等を行うため、病院、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との会議や研修会を開催する費用を計上しておりまして、会議及び研修会の開催に伴うアドバイザーや講師への謝礼としまして33万円、先進地の視察に伴う経費としまして7万円、事業を推進するための事務経費としまして17万6,000円、各種通知等の郵送料としまして4万円、事務処理等行うための補助としまして、雇い上げの臨時職員を雇いますので、その賃金としまして7万5,000円、合計69万1,000円を予算計上しております。全額69万1,000円、県からの補助となります。

以上が在宅医療推進協議会設置事業の説明となります。ご審議をよろしく願います。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対するの質疑を行います。

ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この在宅医療推進協議会、もう設置されたんでしょうか。会長は誰な
んですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） これは3カ年かけまして平成27年度に設置を行うということ
で、今はそういったいろいろな地域の課題とか、またその関係者が集まっているいろいろなこと
につきまして勉強したり、話し合いをしたりということで、27年度にはその組織ができ上が
るわけですけれども、現在予定しているような方は例えば医師、歯科医師、看護師、薬剤師、
栄養士、あと療法士、ケアマネ、ヘルパー等の介護の関係者で、あと市の職員ということで、
まだその委員長とか組織が誰になるかということは決めてはおりません。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） じゃ、27年にでき上がるまでの中心者は誰なんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 現在、中心者というのは市の職員がもちろん中心になって、
そのいろいろな関係者と話し合いしていきますので、委員長というのは特にございませ

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） じゃ、まとめ役の中心というのは課長ということですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第3款民生費、第1項社会福祉費及び第3項生活保護費の福祉課関係、長寿推進課関係の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

じゃ、休憩いたします。35分まで。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時33分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、第3款民生費、第2項児童福祉費及び繰越明許費について当局の説明を求めます。

三井子育て支援課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ご苦労さまでございます。

それでは、子育て支援課の所管いたします補正予算につきまして説明いたします。

議案28ページ、それから、補正予算説明書16ページ、17ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費であります。補正額3,800万円の増額をお願いし、総額48億6,404万2,000円とするものであります。

1目児童福祉総務費でございますが、財源内訳につきましては半分の1,900万円が国県支出金、これは社会資本整備総合交付金であります。残り半分が一般財源となっております。説明欄をごらんください。010児童福祉諸費であります。これは敷島子育てひろば併設のしきしま保育園建てかえに伴います外構工事費3,800万円であります。工事内容の詳細につきましては10月の常任委員会で計画平面図によりまして説明いたしましたが、敷地面積3,361.39平米の外構工事でありまして、駐車場の透水性アスファルトによる舗装工746平米、園庭のクレイ舗装工432平米、フェンス工253メートル、遊具設置工4カ所、それから植栽工といたしまして低高木のほか芝張り工398平米、そのほかコンクリート擁壁工、街灯、インターホンの電気設備工事、散水用不凍栓の止水栓設置の給水設備工事であります。

次に、1目児童福祉総務費、3目母子福祉費、4目保育所費に係ります財源更正でありま

す。これは子ども・子育て支援新制度のもとでの円滑なスタートを図るべく、国庫補助でありました子育て支援交付金対象事業が全て県補助金の安心こども基金事業費補助金へ移行いたしました。また、安心こども基金事業費補助金対象でありました高等技能訓練促進費等事業の県補助金の分が全て国庫補助対象となり、県の特別保育事業費等補助金の対象の保育士等処遇改善臨時特例事業が安心こども基金事業費補助金対象に変わったことから、所要の財源更正を行うものであります。

続きまして、議案30ページ、補正予算説明書27ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の保育園建設事業につきまして7億5,461万1,000円の繰越明許をお願いいたします。これにつきましては、当初予算に計上いたしました竜王北保育園、竜王西保育園の建設工事管理業務委託料1,661万1,000円と建設工事の工事請負費3億5,000万円の2園分7億円、また、先ほど補正をお願いいたしました敷島子育てひろば併設の敷島保育園外構工事の工事請負費3,800万円、工事請負費合計7億3,800万円であります。

財源内訳につきましては、国県支出金3億5,730万5,000円は社会資本整備総合交付金で、市債3億2,130万円は合併特例債を見込んでおります。いずれも交付金を受ける都合上、今年度中の発注を予定しておりますが、年度内完成が見込めないため、繰越明許をお願いいたします。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第3款民生費、第2項児童福祉費及び繰越明許費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

小澤副委員長。

○副委員長（小澤重則君） 子育て支援課がいるんで、ちょっと提案をさせていただきたいことがあるんですが、よろしいでしょうか。再開していただいて。

○委員長（三浦進吾君） 小澤副委員長、今審査中ですので、その他は後で時間とりますので、今また課長たちにも待機していただいて、後でということでもよろしいですか。

○副委員長（小澤重則君） はい、わかりました。

○委員長（三浦進吾君） じゃ、休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時42分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費の健康増進課関係について当局の説明を求めます。

小宮山健康増進課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） それでは、健康増進課から12月補正について説明させていただきます。

補正予算説明書18ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、今回の12月補正において歳入歳出とも1,362万6,000円を補正するものであります。右側の内容ですが、備品購入費として計上させていただきます。

まず、経過の説明からですが、前回の常任委員会において今回備品購入費に至るまでの事業の内容について説明しましたが、前回の説明と重複する部分もありますが、よろしく願いいたします。この事業については第3次山梨県地域医療再生計画に伴うもので、災害医療対策のメニューの中に市町村が実施主体となる地域医療救護体制整備事業があります。地域医療救護体制整備事業の具体的な内容ですが、市町村が設置する医療救護所の体制整備、必要な備品の購入であります。

それでは、19ページの備品購入費1,362万6,000円の内訳について説明いたします。

初めに、携帯型救急医療資材、これは大型の背中に背負える救急医療セットになりますが、中身につきましては血圧計を初め、聴診器、体温計、蘇生セット、これは気管支関係ですが、

ソウショセット、これは縫合、止血関係ですが、輸液セット、これは点滴、痛みどめですが、あと救急医薬品セット、これは医薬品等ですが、あと雑費セット、これははさみ等の器具類ですが、そういう多くのものが入っております。対応可能な人数につきましては50人分が基準となっております。また、購入する数量につきましては、各医療救護所と救助隊である保健福祉センター3カ所ありますので、3台、それに予備といたしまして、いつでも使用できるような1台、合計4台、1台45万円で計180万円であります。

次に、メディカルブランケット、これは使い捨てが可能な毛布になりますが、救護所ごとに各150枚、合計450枚、1枚当たり1,330円で、計59万8,500円になります。次に、アルミ担架ベッド、これは持ち運びができる担架で足がついているベッドになりますが、各20台、合計60台、1台当たり8万800円で計484万8,000円になります。次に、発電機、これ各2台で合計6台、1台当たり48万円で、計288万円になります。次に、LEDのバルーン投光機各2台、合計6台、1台当たり40万円で計240万円になります。あとこれに石油ストーブ、これは各5台で合計15台、1台当たり2万2,000円で、計33万円になります。その他コードリール等がありまして、合計12万円で、これに消費税等が加わりまして、合計が1,362万6,000円になります。1,362万6,000円の根拠につきましては、今回県の平成25年度事業で補助率が10分の10でありまして、県からの配分金が1,380万円となっておりますので、99%に当たります金額1,362万6,000円を申請する予定であります。

歳入の説明が前後しますが、8ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金、地域医療救護体制整備事業補助金1,362万6,000円、県からの配分金の10分の10、満額の補助となっております。今回の12月補正での対応は前回は説明いたしましたが、県の平成25年度事業で来年の3月までに事業の完了、具体的には備品を購入しなければなりませんので、今回の12月補正でお願いするものであります。

次に、18ページに戻っていただきまして、4款衛生費、1項保健衛生費、すみません、3の健康推進費ですが、財源更正になりますが、母子福祉費の国庫支出金から県支出金への財源更正とされたことによります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今の救護体制の事業ですね、かなりいろいろなものを県のほうからいただけるということですが、3月までにそれをセットする、25年度費用、予算ですからね。だけど、これをそれぞれ3カ所の今保健センターにこれから置くわけですけども、その置く場所とか、格納するところとか、それは大丈夫なんですかね。それから、その後、それをもらって、誰がどんなふうにするかとか、そういったことを、この内容はきっと県一律なのか、市で相談して決めたのかわからないんですが、自分たちが使いやすいものというか、何か災害のときにはというのを決めたんだと思うんですけども、そういったものはその先ですよね。使い方とか。それに関してはどうなふうこれからしていくのですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） まず、その備品の購入のメニューにつきましては、県のほうからある程度のメニューが提示されまして、庁内各関係機関、当然防災対策室、各地域課とかでそういうふうなことを十分協議して、こういうふうな備品を決めさせていただいております。置き場所につきましては、当然救護所、各3館の保健福祉センターに置けるものは置きまして、若干発電機とか、そういうふうなものがちょっと大きいものにつきましては地域課等も相談する中で、各支所に置くような体制もっております。

実際の使い方ですが、最初1次避難場所の市内の22カ所のほうに当然市民の方が避難されてきまして、それから3カ所の医療救護所のほうにけがをした方とか、そういう方に来ていただいで対応するような形になります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 例えば双葉の保健福祉センターはちょっと狭いんですよ。あそこどこに保管しておくのかなとか、いろいろ考えますと、その保管場所とかということもやっぱりしっかりと体制を整えてもらいたいなど。何かどこかに行ってしまったとかになると困るので、何かそういったことを心配してしまうんですけども、心配ないですよ。大丈夫ですかね、課長さん。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 双葉の保健福祉センターにつきましても事務所のほうには

社会福祉協議会の方がいるんですが、社会福祉協議会と双葉の地域課とも十分協議をしておりますので、全部のものを双葉の保健福祉センターには置けないんですが、当然必要なものについては保健福祉センターのほうで保管してもらうような形で今協議はしております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ただ、災害というのはいつ来るかわからないし、そこにないと意味がないので、やっぱりそこに置くためにわざわざちゃんときちっと何か小屋というかつくるとか、やっぱりそういうことを考えてもらいたい。いざというときに役に立たないじゃないですか、ほかのところへ行ってしまったんじゃ。そういうことを考えるんですけれども、ただ置けばいいというんじゃないんです。それをどう使えるかと、実際に使うことまできちっと先のことまで考えていただきたいということを私は言っているんですが、大丈夫ですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 置くものについては当然携帯型の医療資機材についてはセンターに置きまして、担架ベッド等もある程度置かせていただいて、発電機とか、そういうものについては投光機とか、双葉の保健福祉センターに常時1台は完備しておきまして、階段の下にあるんですが、再度それを確認しながら置ける部分について置かせていただいて、そういうものだけ、置けない部分については地域課のほうに置かせてもらうという形で考えています。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 1点確認をしたいんですけれども、中には医療機器、医薬品なんかでも使用期限みたいなものがあると思うんですよね。そういうものは買いかえるときにはこの県のほうの補助が使えるのかどうかということと、そういう使用期限みたいなものも誰かが管理しなければいけないと思うんですよね。また、発電機なんかも定期的に機械点検をして動くかどうかということもしていかなければいけない。そういうことというのはどなたがどのようにしていくのかというのをあわせて教えていただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 最初に、携帯型の救急医療資材なんですが、これ当然使用

期限が2年とか3年とかそういうふうなものもありまして、県もそうなんです、もう県が買ってあるんですが、それ以降のアフターの面でもう定期的に使用期限が来る前に変えてくれるような業者と契約を県のほうもしてありまして、各市町村も当然使用期限等がありますので、そういうふうなものが無駄にならないように、今市内の医療機関の先生方とも相談しているんですが、基本的にはそういう後の、そういう交換することまでしていただける業者と契約するようなことを考えております。それ以外の当然はさみとか、そういうふうなものも滅菌消毒とか、そういうふうなものを全部やってくれるというようなことで、いつでも常時使えるような体制をとっていただけるようなことで、だから業者の選定も考えてはいるんですが、当然2年後、3年後についてはかかる経費については各市町村の負担になります。今回備品の購入だけ県の補助金を満額使えるようなことになっております。

発電機等については、当然職員のほうで対応はさせていただくようになっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 大した問題ではありませんけれども、この前の提案された健康増進課からの案では1,380万という数字が提示されましたですね。その中で大した金額じゃありませんが、何か今回は1,360万、約20万円くらいの差が出ているようですが、何かその中の備品を変えたとか交換とか、変えたと交換は同じか。変化はなかったんですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 前回の常任委員会の説明のときには具体的な金額までちょっと提示できなかったもので、1,380万という県の配分金のみ説明をさせていただきまして、うちのほうでいろいろ積み上げる中で、ちょうど99%ぐらいに当たるんですが、1,362万6,000円というふうな金額が出てきまして、それで今回12月補正でお願いをしているところです。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 救急医療の備品が必要なものが抜けたとか、またふえたとかということではなくて、およそのところのアウトラインを出して、今回1,362万6,000円だという、そ

ういう計算をされたということですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） そのとおりです。

○委員（樋泉明広君） じゃ、いいや。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） この地域医療の救護体制の整備ということなんですが、今課長のほうからもちらっとお話というか医療機関とかですね、医師との連携みたいな話もちらっと今違う答弁の中で出ましたけれども、こういうものをいろいろな保健センターに整備して、これを使うときには当然医師とか医療関係の皆さんに協力してもらわなければならないんですよ。その辺の連携の体制みたいなのはどんなふうになっているか、確認の意味でちょっとお聞きしたいんですけれども。よろしくお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 医療機関との連携につきましては、ことしの10月の中旬に市内の医療機関12の先生方と当然防災対策室と健康増進課が行政側のほうでは一緒に打ち合わせをする中で、先生方からもこういうふうな緊急の場合の要望もありますし、そういう中でこういう備品の必要性も先生方のほうも意見が出まして、今回ちょうど県のこういううまい満額補助がありましたので、こういうふうなもので購入させていただくような一応形になっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 1点お聞きしたいんですが、県のほうから補助金という形で1,380万

ですか、何かもう少し多く配分があるというふうなことでしたが、これはどういう基準でその金額になった。例えば人口とか面積とか何かあって、甲斐市の場合はこの金額ですよというような配分があったと思うんですけれども、どんな内容だったんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 県のほうで基本的には各市町村の人口割で配分金が決まっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 人口割ということですが、100%でなくて99%ぐらいの予算措置されたということですが、10の10ですから一番いい補助金ですよ。これ満額もらうには、もう少し例えば通常こういうのは執行する場合に入札等すれば9割とか8割とかという額になるわけですよ。そうすると、これだけ予算措置しても、実際には1,000万ぐらいしか最終的にももらえないということにもなりかねませんので、通常これを上乘せして、市のお金を一般財源に足して、例えば1,450万とか500万ぐらいの予算措置をしておいて、執行した段階でそれに近づける額で丸々もらうというような形もとれると思うんですけれども、そうしたことは検討されたのでしょうか。いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 県のほうに申請する段階で1,380万円をちょっと超えられない部分もあったというふうなことで、その第1回目の本申請の前のある程度の各市町村の要望を聞く段階がありまして、そういう段階でもこの1,380万というのが上限だったもので、これに合わせて備品のほうを計上させていただいております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第4款衛生費、第1項保健衛生費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 11時01分

再開 午前 11時02分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、第4款衛生費、第2項環境衛生費の環境課関係について当局の説明を求めます。

長田環境課長。

○環境課長（長田 治君） 環境課です。よろしくお願いいたします。

補正予算の説明をさせていただきます。補正予算説明書の18、19ページをお開きください。

4款衛生費、2項環境衛生費、2目環境保全費につきまして355万円の増額補正をお願いするものでございます。

補正をお願いする細目は説明欄にありますとおり、001環境保全事業でございます。増額内容は、太陽光パネル、太陽熱温水器に係る太陽エネルギー利用機器導入奨励金でございます。当初予算におきましては1,590万円計上させていただきました。当初予算の内訳は太陽光パネルにつきまして奨励金1件につき定額の5万円を300件分、太陽熱温水器について奨励金1件につき定額の3万円を30件分で計上いたしました。当初予算でございます。

増額補正をお願いする前提といたしまして、本年度全体の申請件数を太陽光パネルにつきましては383件、太陽熱温水器を10件と見込みまして、この総額の奨励金につきましてはの総予算額を1,945万円と見込みましたので、当初予算1,590万円との差額355万円の増額をお願いするものでございます。

ご承知のとおり、本奨励制度、奨励金は昨年度からスタートした制度でございまして、平成24年度決算の際にもご説明いたしましたが、昨年度は決算としまして、結果としまして太陽光パネル330件、太陽熱温水器1件の奨励金交付を行って1,658万円を支出しております。このため昨年度との比較では太陽光パネルの申請が50件ほど多くなる概況になるものと推測しております。

以上環境課関係の補正予算のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了したいと思います。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第4款衛生費、第2項環境衛生費の環境課関係の審査を終了いたします。

以上で一般会計補正予算（第3号）の審査を終了いたします。

これより議案第71号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましてはご一任をお願いします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第72号 平成25年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題と

いたします。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

土肥市民部長。

○市民部長（土肥冷子君） お疲れさまでございます。

それでは、議案72号 平成25年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

議案集の33ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,624万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億6,923万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書の34ページをお願いいたします。

2、歳入につきましては、4款1項1目療養給付費等交付金、2節過年度分療養給付費等負担金1,691万6,000円の増額につきましては、退職者等に係る交付金の過年度精算分でございます。

次、第5款1項1目1節前期高齢者交付金5,621万3,000円の増額につきましては、70歳から74歳の被保険者に係る交付金の増額でございます。

次に、10款1項繰越金、2目1節その他の繰越金311万6,000円の増額につきましては、平成24年度からの繰越金の一部でございます。

歳出につきましては36ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費につきましては、歳入額の変更による財源更正でございます。1目一般被保険者療養給付費につきましては、その他財源、前期高齢者交付金5,621万3,000円を増額し、一般財源から同額を減額するものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費につきましては、その他財源、療養給付費等交付金1,691万6,000円を増額し、一般財源から同額を減額するものでございます。

4款1項前期高齢者納付金、2目前期高齢者関係事務費拠出金、19節負担金補助及び交付金4,000円の増額であります。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節償還金利子及び割引料7,624万1,000円の増額につきましては、国庫支出金返納金として平成24年度療養給付費等負担金の精算分として7,647万6,000円、平成22年度の過誤請求分4万4,000円の自主返還金及び県支出金返納金として老人医療費対策事業費補助金の精算分償還金72万1,000円でございます。いずれも過年度の精算分や今年度の支出額が確定した支出でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 質疑ないので、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の審査を終了いたします。

これより議案第72号 平成25年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第73号 平成25年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

三澤長寿推進課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） ご苦労さまでございます。

それでは、議案第73号 平成25年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

議案の38ページ、39ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、総務費、地域介護、福祉空間整備費等補助金、諸支出金、償還金及び還付加算金1億3,449万1,000円の歳出を増額し、補正後の予算額は37億8,300万1,000円とするものでございます。また、事業執行等に伴います県補助金、繰越金の歳入につきましても増額の補正をお願いするものであります。

それでは、補正予算説明書の46ページ、47ページをお開きください。

歳出のほうのご説明をさせていただきます。

1款総務費、5項地域介護、福祉空間整備費等補助金、1目地域介護、福祉空間整備費等補助金1億3,449万1,000円の増額につきましては、現在あります介護保険施設、これは甲斐市中下条にあります小規模多機能居宅介護事業所げんき甲斐ということで燦生福祉会が運営しております。こちらのスプリンクラーの設置工事への補助金109万1,000円と、平成25年度に設置工事予定の地域密着型介護老人福祉施設の整備等に伴う施設整備工事への補助金1億1,600万円及び施設開設準備への補助金としまして1,740万円の合計1億3,340万円による補正でございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目国庫支出金等償還金12万9,000円の増額につきましては、平成22年度の財政調整交付金算定の再確定に伴う返還金の補正でございます。

以上、歳出総額は1億3,462万円の増額でございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

補正予算説明書44ページ、45ページをごらんください。

第6款県支出金、2項県補助金、3目介護基盤緊急整備等臨時特例金事業費補助金1億1,709万1,000円の増額につきましては、スプリンクラーの設置工事への県からの補助金109万1,000円と介護老人福祉施設整備等に伴う施設整備工事への県からの補助金1億1,600万円

による補正でございます。

次に、4目施設開設準備経費等助成特別対策事業補助金1,740万円の増額につきましては、介護老人福祉施設整備等に伴う施設開設準備への県からの補助金1,740万円による補正でございます。

次に、9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金12万9,000円の増額につきましては、財政調整交付金の返還に伴う補正でございます。

以上歳入の補正総額は1億3,462万円の増額となります。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 先日、いろいろこの地域密着型の施設に関しては詳しい説明いただいたんですけども、その後、9月の末に市で反対していた方たちに対して事業者選定の経過の回答とか、あわせて整備を進めることを文書で伝えて、その後の経過というのはどんなふうになっているんですか。その点はちょっと説明お願いしたいんですけども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 9月9日ですか、相手の方に文書を届けまして、そこで再度ご説明をしました。その後は特段直接私たちのほうに何か申し出てきたことはございません。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それで大丈夫だということでよろしいですね。納得したということでよろしいですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） やはりその反対の理由が、事業者の対応等によるものでしたので、それで納得はされていないと考えられますけれども、その施設を今から整備して、また運営していく中で、またそういったいろいろな面で誠意ある対応をしていくように指導

していきますので、何かありましたらまたうちのほうから話をしたいと考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 許可は県のほうであれだと思えるんですけども、実際のそういう指導とかと、そのことというのは市でやらなければならないんで、大変だと思いますけれども、それでもここは必要だということでやることに市も賛同していると思いますので、しっかりと指導していただきたいなと思います。

あわせて、工事が来年3月までに完了できない場合がありますと、県議会での承認がまた必要になってくるわけですけども、その点は現場としてというか、市としては大丈夫だというふうに確認をしているということですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 県のほうとは直接私たちのほうでも話をしておりまして、県のほうとしましては、とにかく3月までに工事が終わらない場合は、2月の県議会におきまして繰り越しをします。また、あわせて市のほうも繰り越しをお願いすることとなると思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 見込みはどうなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 現在の見込みで、前回の常任委員会の際にちょっとご説明させていただいたんですけども、現在事業者のほうとしましては、12月に当初は入札業者選定、入札等を行う予定でしたけれども、どうももうこのような暮れになってしまいましたので、年明けにしたいという意向がありますので、年明けに告示、また業者の入札等を行いまして、県のほうの繰り越しが決まりまして、3月の中旬以降に工事着工というような予定で、開設につきましては一応今のところ9月1日を施設の開設として予定しているそうです。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） すみません、ちょっとよくわからないんですけども、今9月開設と。当然もう見えているわけですよね、完了なんてとんでもないということが。それでも今のこの補正でやらなければならないという理由はどういう理由。私たちもそういう事情わかっていてこれを通すというのは、明許なら明許でやっていくほう、とらなきゃならないのかなと思う。ちょっとよくわからないんですけども、ちょっとそこを説明してください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） これが県のほうで既に予算化しております。それで、県のほうも繰り越しをしますので、私たちのほうももちろん県から入ってきて、そのまま出ていくわけですけども、この開設準備の補助金1,740万円ございますけれども、これがもし間に合えば、こちらのほうも一部でも執行する予定でありますので、まだそのところが確定しておりません。とにかく、うちのほうとしましては今回の12月補正で計上させていただいて、もうその事業者が今から入札するとか確定しましたら、その形で2月に繰り越しをさせていただくということでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 私なんかもこういうのよくわからないんですけども、でも、やっぱり言われたときに説明したりしなければならぬという立場もありますので、何でそんなふうなのというふうに言われたときに、きちんとできないと困るので、何か普通の素人の考えで言うと、何でそれ9月と言っているのに来年の予算でいいんじゃないのみたいに思われるわけですよね。延びて、延びて、延びてというのが何か、そして明許してまでやらなければならないという現場というのはそういうので大変だなと思うんですが、何かちょっとはっきりしないんですけども、いいということなんですかね。ちょっともう1回聞きたいんですけども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） うちのほうも、やはり県のほうからそういった形で予算を計上して繰り越す。またうちのほうも一部執行をする可能性もありますので、その可能性がある限りは、やはり今回の補正で計上していかないとけない。もちろん来年の9月の予定ですので、ただ、着工はもう3月から始まるわけですから、やっぱり今年度の予算で計上してお

かないといけないと思ひましてやっておりますので、ぜひご理解のほうよろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で介護保険特別会計補正予算（第2号）の審査を終了いたします。

これより議案第73号 平成25年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましてはご一任をお願いいたします。

ここで暫時休憩し、職員が退席いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時30分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、前回より継続審査となっております請願第25-1号 浜岡原子力発電所の廃炉を求める請願書を議題といたします。

なお、本件については平成25年3月定例会において付託され、本委員会のその際に紹介議員から説明を聞き、3月、6月、9月の3度審査を行っております。そのため、説明及び質疑は省略し、再度各委員の意見を聞かせていただきたいと思います。

それでは、初めに、小澤副委員長より順次ご意見をお願いいたします。

小澤副委員長。

○副委員長（小澤重則君） 何の状況も変わっておりませんので、私は継続でお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 私も同じく前回の要継続でお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 私も前回と変わりませんので、前に述べた意見のとおり継続ということをお願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 直ちに採択をするようにお願いをしたいと思います。いずれにいたしましても、今20メートルとか23メートルくらいの津波に備えて防潮堤をつくっているようでもありますけれども、いつ震度9くらいの南海トラフの地震が来るとも限らない。この浜岡原発の規模は今の福島原発の数倍というくらいの規模でありまして、静岡県はもとよりも都市部の影響、それから山梨県に対する影響も相当あるということで、もし事故が起きたらですよ。ということで、これ絶対に早く廃炉にする。遅過ぎるというくらいだと思いますけれども、ぜひともこの請願を採択して意見書を提出するようにお願いをしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 原子炉の問題は本当に深刻で、本当に大変な問題で、私たち地方議員も真剣に取り組んでいかなければならない問題だと思っております。浜岡だけではなくて、本当に実際には柏崎刈羽のほうも今安全点検もしているようなんですけれども、ああいったところも全部かかってまいります。日本全体の原発についても一刻も早い回答を国が出すべきではないかと思っておりますけれども、継続審査ということをお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 当然私は採択をすぐにしなければならないというふうに思っています。

継続なんて緩いと思ってます。特に最近やはり外交面で日本に来るのが嫌だと、怖いと、そういうふう外国人がいるわけです。それから、企業が引き揚げてしまったり、日本人が考えているよりも対外的に、外国のほうですごくそれは敏感に反応しておりまして、ましてあんな狭いところに何で50何基がまだあってということと言われるわけですね。そういう点ではすごく恥ずかしいなと私は思っております。地震が本当にいつ来るかわからない状況の中で、当然廃炉にして、日本は安全なんだよと。そして来てくださいという外交面でもやっていかなければいけないし、全く当然採択です。

○委員長（三浦進吾君） ただいま委員の皆さんからご意見を拝聴し、継続という委員さんが4名ということで、ここで意見集約を図りたいと思いますので、休憩をとりたいと思いますけれども、よろしいですか。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○委員長（三浦進吾君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

請願第25－1号 浜岡原子力発電所の廃炉を求める請願書について採決を行います。

意見集約の結果、継続審査4名、採択2名となりました。

本請願は起立により採決いたします。

本請願について継続審査とすることに賛成の方のご起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数でございます。

よって、本請願は継続審査とすることに決定しました。

それでは、休憩をさせていただきます。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時38分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、本定例会初日に付託されまして請願について審査を行います。

請願第25－4号 山梨県に対して、「重度心身障害者医療費助成制度」の窓口無料の維持を求める意見書を提出することを求める請願を議題といたします。

それでは、紹介議員より請願の内容等をご説明をお願いいたします。

松井議員。

○議員（松井 豊君） 松井です。こんなところに立つのは初めてなので、ふなれではありませんが。

一応既に皆様一読はされていると思いますし、制度についてもおおむねご理解願えていると思いますので、あえて読み上げませんが、要点を説明させていただきます。

提出するのは重度心身障害者医療費助成制度を守る会、その代表4人です。私と樋泉が紹介議員になっております。この請願のポイントは、まず第1に国のペナルティーが科されているという問題があります。これは地方自治をある意味否定するような内容になっています。県議会でもこれはおかしいと、少なくともこういうペナルティーの科し方はやるべきでないということで全会一致でこれは国に対して請願をしています。悪いことをしたじゃペナルティーも結構ですが、いい政策に対してペナルティーというのは国の管理統制を強化するに過ぎないということで、1つは問題だろうというふうに指摘をしたいと思います。

もう1点は、財政的な問題ですが、確かに何と申しますか、何億かの負担がかかってしまうという問題がありますが、ただ、我々もこれまで指摘したように公共事業においては山梨県は全国トップクラスです、常に。ということは平均的なところへ持っていけば、約200億は余裕があるだろうと。土木が高く福祉、教育が非常に低いというのは何度も指摘をされていますが、その辺考えますと、ざっと200億はあるだろうというふうに推定されますので、この問題でひとつ知事の心意気を見せてもらいたいということが第2点目です。

それから、このことに関しては県民からも非常に強い支持がありまして、2011年に約2万人の署名が集まりました、ごく短期間で。今回の件についても既に1万人近い署名が集まっています。障害者にとっては非常に、特に重い障害を抱えていますから、窓口無料でない、手続的に非常に面倒だし、生活の面でも煩雑になる。行政事務自体も逆に仕事ふえてしまうわけですね。そういった面で……、

○委員長（三浦進吾君） 松井議員、本当はこの文書を朗読で、時間的なものがございましてからお願いします。

○議員（松井 豊君） はい、わかりました。ポイントはそんなところでご理解願いたいと思

います。

山梨県に対して、「重度心身障害者医療費助成制度」の窓口無料の維持を求める意見書を提出することを求める請願とちよつと長くなりますが、読ませていただきます。

重度心身障害者医療費助成制度における窓口無料化。2008年子供の医療費やひとり親世帯の医療費と同時に導入され、全国に誇ることのできる山梨県の制度の1つです。しかし、山梨県は2014年11月から現在の窓口無料を廃止し、自動還付方式に変更するとしています。自動還付方式では3カ月たたないとお金が戻らないため、精神的にも金銭的にも大きな負担が生じます。障害が重度になればなるほど働くこともできず、経済的困難を抱えています。加えて様々な手続も家族に頼らざるを得ない状況があります。この見直しは最も困難を抱える低収入、無収入の障害者にさらなる負担を押しつけることとなります。

自己負担が困難な方に県が貸付金制度を創設することが計画されていますが、月に1回と定められ、受診する2週間前に申請を行わなければならない、限度額も決まっています。急な疾患による受診や高度医療、長期に及ぶ入院の費用などを考えると、とても整っているとは言えません。しかも貸付金制度を利用することで毎月役場へ出向く必要が生じます。また、実務を担当する市町村や医療機関における新たなシステム構築費や事務費用もふえることとなります。医療費の上昇を抑えるためとして国が科す窓口無料に対するペナルティーこそ廃止すべきであり、県は国に対してペナルティーこそ障害者との共生や自立を促すことに反しているとより一層抗議すべきです。千葉県では9月議会で新たに2015年度から窓口無料を実施することを森田知事が表明しました。貴議会から県に対して制度の現行のままの維持を求めるよう意見書を提出することを求めます。

以下要請をいたします。要請項目は1つです。山梨県に対し重度心身障害者医療費助成制度を現行のまま維持するよう意見書を提出していただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） ただいま紹介議員よりご説明がございました。

これより内容等について紹介議員に対する質疑がありましたら、質疑をお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、質疑は終了いたします。

これより本請願について順次各委員の意見を求めます。

それでは、小澤副委員長から順次お願いいたします。

小澤副委員長。

○副委員長（小澤重則君） この制度のペナルティーというのは県全体で8億7,000万円、甲斐市でも3,500万円のペナルティーを払っております。窓口無料化がベストとは思いますが、窓口無料化でなくても融資制度もありますし、自動償還払いということですので、私は賛成できません。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 不採択ということでもいいですか。

○副委員長（小澤重則君） 不採択。

○委員長（三浦進吾君） はい、わかりました。

続きまして、長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 小澤副委員長から話があったように、相当のペナルティーを科されているということが1つと、今回の意見書は県知事宛てに出すということなんですけれども、これが国に出すということであれば、ペナルティーを科さないようにという意見書は納得ができる場所なんですけれども、県に出すということは、この8億何千万からのペナルティーを覚悟した上でこの制度を続けろと。ある意味、甲斐市でもこのペナルティーを覚悟するので堅固しろと、そういう意味だというふうに理解をします。そうしますと、私自身はこのペナルティーを払うべきではないと考えておりますので、そうした意見書に対しては不採択という立場をとらせていただきたい。

そして、本議会でも6月にこれに関する補正予算を可決しておりますので、そういった意味でも不採択とさせていただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） はい、わかりました。

それでは、山本委員、お願いします。

○委員（山本今朝雄君） 私も長谷部議員と全く同じ意見でございます。これは国が県にペナルティーをかけて、県でもやむなくということでやっているわけでございます。ですから、請願の宛先は、やはり国に対してそのペナルティーを廃止するようと言うべきであって、県ではないと思うんですね、その点を1点と。今言われましたけれども、6月補正でもう成立しておりますから、今回はこの制度は不採択ということで私はいいと思います。

○委員長（三浦進吾君） はい、わかりました。

続きまして、樋泉委員、お願いします。

○委員（樋泉明広君） この制度はやはり県でも、ここに書いてありますけれども、相当障害者にとってみれば、特に重度の障害者にとってみれば本当にありがたいというやっぱり制度

でありまして、これを償還払いにするということになりますと、やはりお金が返ってくるまで3カ月もかかるという状況で、この手間暇がやっぱり本人は重度ですから動けない。家族や、それからまたほかの関係者に大変な迷惑がかかるし、その間はお金がない。何か緊急に病院にかかるということになれば、お金がなくてかかれないというようなこともあり得るわけですね。そういう点でこの制度は償還払いではなくて、窓口無料にするということが大事であって、しかも充実した福祉、障害者福祉に対して国がペナルティーをかけるなんてとんでもない話だと。私もこの間一般質問の中でも指摘しましたがけれども、こういったすぐれた福祉施策に対して国がやるんじゃないなんていう、そんなことを言えることはないわけでありまして、これはもうぜひともこれは採択して、窓口無料を堅持するというふうにしていただきたいなというふうに思います。採択です。

○委員長（三浦進吾君） はい、わかりました。採択。

次に、保坂委員、お願いします。

○委員（保坂芳子君） この制度の背景ですよね、この事業が。本当は平成20年4月に窓口無料化が実現しましたけれども、これによりまして平成19年度は22億5,000万だったものが23年度には41億1,000万になったと。18億6,000万円、83%も増加してしまった。その中の経費の中でペナルティーに要する経費が8億5,000万。先ほどから言われているように、甲斐市でも3,500万だということですね。このペナルティーに関しては、県が以前から国に対してペナルティーを廃止するように言っているわけですが、依然としてこれは国は応じる様子はないと。この理由というのはやっぱり県によって差が出てしまうということですよ。

ですから、あとペナルティーが解消される見込みがない以上は、やはりこのペナルティーを解消していかないと、医療費の増大というのはもう本当冗談じゃなく、国保もそうですけれども、介護保険もそうですけれども、今後本当に私たちもそうだけれども、若い人たちに関する負担というのは物すごいものがあるわけですから、工夫をしたりして、いろいろ順次解消していかなければならないわけですよ。見直していかなければならないということで、一段の工夫、これが今回のペナルティーに関して必要だと。ペナルティーを解消して、全国トップレベルの手厚い山梨県の医療費無料制度、これが将来にわたって安定的に継続していくことができるようにということで、この窓口無料方式が自動還付方式に見直すことに県ではしたわけですから、それに対してこれは見直していく方がいいんじゃないかと思います。

先ほどから非常に大変だというお話ですが、医療機関への支払いが困難な受給者、この人たちが安心して医療を受けることができるように、この医療者負担分の事前貸し付け制度、

これも創設されるんですよね。また、返済も医療費の自動還付金で相殺する方法をとるわけ
でございます。ですから、見直していくこの効果によって、将来にわたって反対にこの安定
した持続可能な事業に変わっていくことができると思います。このペナルティーを解消する
ことで障害者のニーズへの対応も強化して、これによっていろいろな新しい事業も県も施策
を出しているようでございますので、これに期待したいと思います。

先ほど公共事業200億円の話が出ましたが、公共事業は全部悪いわけではありません。
今トンネルの崩落事故もありました。今山梨県、全国でもやっぱりそうした公共の施設
の見直しをして、やっぱり必要なものはちゃんとやっていかなければ、いざ災害が起こった
ときに、今度は国民全体が被害を受けるわけですから、そこにもやっぱり公共事業は必要な
ものはしていかなければなりませんので、まして私たち6月補正でも可決をしておりますし、
また他県と比較しましても、これはやっている、完全無料化しているところは山梨県含んで
19県、それから身体障害者の手帳3級を全て対象にしている都道府県も山梨県含んでも14県、
それから、精神障害者福祉手帳2級までを対象としている都道府県、山梨県含んで3県とい
うことです。長くなってすみません。

そういうわけですので、決して山梨県、また甲斐市がこの障害者の方に対して手厚くない
かという、そういうことありませんので、かえって手厚いわけですから、今回は申しわけ
ないんですが、このことに関してはちょっと賛成はできないという立場でございます。

○委員長（三浦進吾君）　ということは不採択。

○委員（保坂芳子君）　はい、不採択ということです。

○委員長（三浦進吾君）　続きまして、池神委員。

○委員（池神哲子君）　結論から言えば採択ですけれども、基本的には市民の皆さんからの議
会に対する要望書というのは私たちそこで通過しない、通過するというよりも、当事者のと
ころにまず持っていただくというのが請願に対する姿勢というのは、まずそれが第一
だと思っています。もちろん採択でありますけれども、私たち健常者にはわからない重度心
身障害者がどんなに苦労しているか。大変な思いをしていると思うんですね。そういう人た
ちにもっと優しい目を向けてあげるべきであって、当然窓口無料にしていかなければ、現金
を持たなければやっていけないということがどんなに苦痛をまた味わうのかなというふう
に思うわけです。ですから、こういう請願はぜひ国に向けても採択をしてほしいし、県にも私
たちの甲斐市の総意としてそれは上げなければいけないんじゃないかなということで採択で
す。

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。

全委員さんのご意見をいただきましたので、ここで暫時休憩したいと思います。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

○委員長（三浦進吾君） それでは、会議を再開いたします。

請願第25-4号 山梨県に対して、「重度心身障害者医療費助成制度」の窓口無料の維持を求める意見書を提出することを求める請願について採決いたします。

本請願は起立により採決をしたいと思います。

本請願について採択をすることに賛成の方のご起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立少数です。

本請願は不採択とすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時59分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、その他に入ります。

まず、環境課より報告がございますので、お願いしたいと思います。

長田環境課長。

○環境課長（長田 治君） 改めて環境課でございますが、よろしくお願ひいたします。

定例会中の委員会でございますが、お時間をいただきまして、（仮称）竜王リサイクルステーションにつきましてご報告をさせていただきます。

竜王リサイクルステーションにつきましては、竜王庁舎南別館の敷地内と隣接地に整備を

現在進めております。2棟建屋を建てる予定でございますが、南の建屋は現在工事中ですが、4連の建屋のほうはこのたび完成し、運用開始のめどが立ってまいりました。運用開始は来月1月20日月曜日午前7時からとさせていただきます。1月20日月曜日午前7時からという日程につきましては、広報の新年号に掲載し、周知を図る予定でございます。本日は（仮称）竜王リサイクルステーションの運用開始を1月20日月曜日の予定とすることとあわせて、広報新年号で周知を図ることにつきましてご承知おきを願いたく時間をいただきました。

なお、改めて来月1月の中旬に開催予定と伺っております厚生環境常任委員会で詳細はご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明に入る前に申しおくれましたが、時間延長でよろしいでございますか。

それでは、ただいまご説明ございましたその説明に対しての質疑ございましたらお願いいたします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 詳細は1月中旬に聞けるんですが、簡単にどういったものが持ち込めるのかだけでも教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） また来月ご説明いたしますが、既にご承知のとおり、敷島、双葉で運営しておりますリサイクルステーションと同様のものを想定しております。なお、加えて小型家電の関係もございますが、小型家電はちょっと時期をずらしてというような予定になっております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員が退席されます。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 零時03分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、意見交換会の集約についてを行います。

前回の本委員会での意見集約の結果に基づき、お手元に配付したとおり、お礼状を初め、3つの案を作成いたしました。前回の本委員会においていきいきサロンを実際に見学したらどうかという意見がございましたので、1月にいきいきサロンの見学を予定しております。

本日は3つの案を配付いたしましたが、お礼状及び意見交換会レポートにつきまして文中に破線の部分がございます。この部分につきましては1月に見学するいきいきサロンの様子を記載したいと思います。本日は3つの案を配付いたしましたが、1月のいきいきサロンの見学後に最終的な文章の確認をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

今のご説明でよろしいでございますか。もし何かご意見ございましたら。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） いきいきサロンの見学は1カ所だけですか。

○委員長（三浦進吾君） 石原事務局。

○書記（石原大助君） 1月の中旬に1カ所、敷島地区を予定しております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） それでは、以上で意見交換会の意見の集約を終わります。

石原書記。

○書記（石原大助君） 日程につきましては、今社会福祉協議会と日程調整してまして、予定につきましては1月15日午後を予定しております。

それで、先ほどのリサイクルステーションも一緒に現場視察のほうを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ただいまの事務局のご説明でよろしいでございますか。

それでは、意見交換会の意見集約は終わります。

次に、その他について委員から何かございましたらお願いします。

小澤副委員長。

○副委員長（小澤重則君） 厚生環境常任委員会のお時間をお借りしてちょっと提案がありますので、話させていただきます。

竜王西保育園の指定管理ということで当局で予定しているようでございますが、初めてということで、我々委員も勉強なりしたいと思うんで、笛吹市と南アルプスで実例があるようでございます。笛吹市は5カ所、南アルプス市は1カ所ということなんで、できたらたくさん事例がある笛吹市へ視察に行ったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） ただいま副委員長のほうから提案がございました。指定管理ということの中で他の市にですね、アルプスと笛吹に指定管理をなさっているところがあるということで、私どもの委員会もどちらかを視察したらどうかということでご意見ございました。その中でやっぱり笛吹のほうに5カ所ということでございますので、委員の皆さん、その辺をちょっと確認したいと思えますけれども、視察をしたいか、視察しなくてもよろしいかということでちょっとご意見をいただきたいと思えますけれども、視察をすることでよろしいでございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） はい、わかりました。じゃ、視察するということで決定させていただきます。

それで、次の視察場所でございます。場所は先ほど副委員長のほうでご説明した笛吹ということでございますけれども、その辺ではどうでしょうか、お聞きしたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なし。ありがとうございます。

それでは、視察を行うことで決定しました。

これは視察をする予定も決まったということですが、これから事務局が場所と日程を打ち合わせしていただけたらと思えますけれども、ちょっとここで休憩したいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 零時08分

○委員長（三浦進吾君） じゃ、会議を再開します。

それでは、石原事務局、お願いします。

○書記（石原大助君） 年内中に行きたいと思ってます。それで、笛吹市の議会が19日までございますので、日程からすると大分厳しいですけども、20日か24日か26日を予定しております。25日につきましては甲府広域と峡北の議会がございますので、その日程を避けまして、あと27日最終日になりますので、その日程を避けますと20日か24日か26日になるかと思えます。日程は調整させていただきます。あと保育園の場所につきましても子育て支援課と相談をいたしまして、決定次第連絡をさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○委員長（三浦進吾君） ただいまの事務局のご説明がございます。

これに対して何かご意見ございましたら。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 今保育園をという話だったんですけども、私は保育園の現場に行くよりも市役所に行って、所管している担当課の方の説明を聞くほうがいいと思うんですよ。行けば1カ所の現場しか見れないんですけども、恐らく指定管理を導入する前と後のメリットとかデメリットとか問題点とかというのを、現場の先生よりは子育て支援課のほうが多分把握していると思うので、そのような予定のほうがいいかなと思えます。

○委員長（三浦進吾君） ただいま長谷部委員のほうから提案がございました。現場に即したということ、あるいは実際の行政のほうからご意見を頂戴したほうがいいかということがございますけれども、今のご意見、ほかの委員さんに関して何かご意見ございますか。もしなければ長谷部委員の方向で進んでいきたいと思えますが、その辺は。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今の意見に賛成なんですけど、やっぱり現場も見たいので、両方。1カ所でもいいからと思えます。両方お願いしたいと思えます。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員のお話もございました。また保坂委員の意見もございましたので、もちろん他の委員さんの意見もございましょうけれども、その辺を今の中でどのように、例えば意見集約したらよろしいか委員さんにちょっと諮りたいと思えますけれども、どうでしょうか。行政のほうからご説明いただいて、そうはいつでも現場を1カ所ぐらいは

見させていただくということで意見集約でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） はい、わかりました。

それでは、そのようにさせていただきます。それはまた事務局のほうにお願いしたいと思
いますけれども、事務局、どうでしょうか。

石原書記。

○書記（石原大助君） 子育て支援課とそのように話をして調整したいと思います。よろしく
お願いします。

日程はまだ相手方の都合もございますので、日程を調整して早急に連絡をいたします。

○委員長（三浦進吾君） それでは、休憩させていただきます。

休憩 午後 零時 11分

再開 午後 零時 11分

○委員長（三浦進吾君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

お手元に先ほど決定しました市内の公立保育園で指定管理者制度を導入している公立保育
園の視察の件について議員派遣計画書案を作成しました。

ここでお諮りします。日程については年内中の12月下旬に行うこととし、派遣計画書案に
より議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、計画どおり派遣することを決定いたしました。

なお、派遣承認申請は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

なお、詳細日程、場所につきましては決まり次第、事務局より通知させていただきますの
で、よろしくをお願いします。

以上で委員派遣についてを終了いたします。

委員の皆さんから何かご意見ございましたらお願いします。よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、次に、事務局からありましたらお願いします。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 13分